インドネシア

国際協力部教官 渡 部 洋 子

第1 支援開始から第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおける政策提言 書案作成まで

インドネシアは、1998年5月にスハルト政権によるいわゆる開発独裁が終了した後、4次にわたり憲法改正を行い、大統領への権限集中の是正、地方分権の促進等をはかるなどして、民主的で公正な社会の実現を目指している。その中でも、投資環境の整備及び司法制度に対する信頼度強化の観点から、法・司法制度改革は最重要課題の一つとして常に位置づけられてきている。そのことは、インドネシア国家長期開発計画(2005年~2025年)における7大計画目標内に、「法制度を改革し、公平で差別がなく、特に貧困層に配慮した法の執行を行うこと」等を内容とする「法に基づく民主的社会の構築」が掲げられていることからも明らかである。

インドネシアは、法・司法制度改革に取り組むに当たり、日本に対する支援を要請した。これを受け、2002年1月及び2003年1月に最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会関係者を含む JICA(独立行政法人国際協力機構、当時は国際協力事業団)調査団がインドネシアに派遣され、インドネシア司法制度の現状、司法制度改革全般に関し現地調査を実施するとともに、今後の日本の協力の方向性について検討を行い¹、ここに日本によるインドネシア法・司法制度改革支援が開始された。

そして、さらに具体的なインドネシアに対する法整備支援の可能性及び内容を検討するため、法務総合研究所国際協力部は、JICAと協力し、2002年度から2006年度まで毎年1回、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーと題する本邦研修を実施した。各回の研修内容及びこれらに関連した支援活動の概略は、以下のとおりである。

- 1 第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(2002年7月,約3週間) インドネシア法務人権省職員・裁判官・検察官及び弁護士11名の研修員が、インドネ シアの司法制度、法曹養成制度・研修制度、民事訴訟手続、刑事司法制度・汚職対策、 弁護士制度及び司法改革等に関する現状及び課題についてプレゼンテーションを行い、 日本側参加者と、インドネシアの司法分野における問題点及び日本の支援に対する期待 等につき討議を行った。また、日本の法律実務家・大学教授等による日本の司法制度、 法曹養成制度、民事訴訟手続、刑事裁判制度・汚職対策、弁護士制度等に関する講義も 行われた²。
- 2 第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー (2003年6~7月,約1か月間)及び日本・インドネシア ADR 比較研究セミナー (同年10月,約2週間)

^{1 2002} 年 1 月 の調査の詳細につき ICD NEWS 第 3 号 117 ページ以下参照。

 $^{^2}$ 第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につき ICD NEWS 第8号 103 ページ以下参照。

第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及びJICA 現地調査の各内容を 検討した結果、インドネシア司法関係者が、司法の独立・透明性・効率性の確保、裁判 所の未済事件解消に資すると考えられる上訴制度の合理化、和解調停制度の整備、汚職 対策の確立及び事件管理の改善等に強い関心を示していることが把握できた。

そこで、第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては、「公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究」を研修テーマとし、日本の法律実務家・大学教授等が法務人権省職員・裁判官・検察官及び弁護士等17名の研修員に対し、日本の和解・調停制度、裁判外紛争解決制度、上訴制度、事件管理及び汚職対策等に関し講義を行った。また、研修員において、インドネシアの民事訴訟運営、弁護士制度、検察制度及び司法制度改革の現状や課題についての公開発表会を実施した³。

日本・インドネシア ADR 比較研究セミナーにおいては、インドネシア側の民事未済 事件の増大を背景とした、特に裁判所における和解・調停制度への強い関心に対応する べく、インドネシア最高裁判所判事等 4 名の研修員に対し、日本の法律実務家が、裁判 所における和解・調停制度及び裁判外紛争処理制度等に関し講義及び意見交換を行うと ともに、研修員において、インドネシア司法事情に関する発表会を実施した。

なお,2003年9月から1年間,JICA 企画調査員がインドネシアに派遣され,インドネシアの司法制度・司法改革の現況等の調査や支援計画の検討を行った 4 。

3 第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー (2004年6~7月,約1か月間)

第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー,日本・インドネシア ADR 比較研究セミナー及び前記 JICA 企画調査員の現地調査により,2003年10月にインドネシア最高裁判所から裁判所改革に関する現状分析・改革計画を含む「ブループリント」が発表され,その中で「最高裁判所における大量の未済事件の存在」が解決すべき重要な問題として位置づけられたこと,未済事件減少のための方策として,和解・調停制度を含む裁判外紛争処理制度の推進及び上告要件の厳格化等が提言されたことが把握できた。

そこで、2004年度からは、3か年計画で、「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」に焦点を当て、日本における和解・調停制度、上訴制限等上訴事件の合理化に関する制度及び少額訴訟制度等小規模紛争を対象とする簡易な裁判制度等を紹介し、インドネシア司法関係者と意見交換を行うことにより、2006年度にインドネシアにおける効率的な民事紛争解決制度の実現に向け、具体的提言を行うことを目指すこととした。

その第1回として,第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては, 日本の法律実務家・大学教授等が,法務人権省職員・裁判官・弁護士等12名の研修員に

⁵ 第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につき ICD NEWS 第12 号 191 ページ以下参照。

^{4 2004} 年半ば時点のインドネシアの司法改革の現況等の調査状況及び今後の我が国の法整備支援の方向性に関する検討状況 につき ICD NEWS 第 16 号 17 ページ以下参照。

対し、日本の和解・調停制度、和解・調停における説得技術、上訴制度等に関し講義を 行った。また、研修員において、簡易裁判所の調停手続等を傍聴する機会を持つととも に、インドネシア司法の現状及び司法制度改革の現状や課題についての公開発表会を実 施した⁵。

なお、2004年10月から2年間、JICA企画調査員がインドネシアに派遣され、引き続きインドネシアの司法制度・司法改革の現況等の調査や支援計画の検討を行うとともに、2006年3月にかけて、インドネシア裁判所の訴訟運営を円滑に進めるためのベンチブック(訴訟手続及び裁判所運営ガイドライン)改正作業支援に当たった⁶。

4 第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(2005年12月,約2週間) 第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及び前記JICA企画調査員の現 地調査により、2004年5月にインドネシア最高裁判所が、法務人権省より下級裁判 所に対する司法行政権の移管を受け、裁判所が一体となって司法改革に当たる基本的体 勢が具備されたこと、インドネシア国家中期開発計画(2004年~2009年)の三 本柱の1つである「民主的で公正なインドネシアの創造」の国家開発優先事項のうち「司 法機関及び他の法執行機関の能率向上プログラム」の活動の1つとして、「破棄審にお ける未済事件の解決加速化」が盛り込まれたこと及び2003年9月に和解・調停制度 を活性化させるための手段として、第一審の冒頭手続で調停前置を定めた最高裁判所規 則 PERMA 2003年2号が制定、施行されたことが把握できた。

そこで,第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては,前記「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」3か年計画の第2回として,日本の法律実務家が,法務人権省職員・裁判官・弁護士等12名の研修員に対し,日本における和解・調停制度の実情及び簡易裁判所における少額訴訟制度等の特別手続に関し情報提供を行った。

また、研修員において、簡易裁判所を見学するとともに、インドネシアにおける和解・ 調停実務の現状に関し発表を行った。その上で、研修員及び日本の法律実務家において、 裁判所の関与する裁判外紛争処理手続促進のための政策提言に向けての議論を実施した。

政策提言に向けての議論の過程で、研修員からは、和解・調停制度改善に関し、早急に裁判官・調停人に対する養成研修を行いその質を高めること、審理担当裁判官が調停手続を行うことを認められていないなど実務上問題点や使いづらさが指摘されている前記最高裁判所規則 PERMA 2 0 0 3年2号を改正すること及び同規則の内容を広く広報すること等が望ましい旨の意見が多く出された。一方、簡易裁判所制度については、民事訴訟法等改正作業の中で長期的に検討すべき課題であるとされた7。

なお、2004年12月及び2005年3月に発生したスマトラ島沖地震・津波で大

⁵ 第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につき ICD NEWS 第17号 28ページ以下参照。

^{6 2004}年10月から2年間の司法制度・司法改革現況調査、支援計画検討及びベンチブック改訂支援等の各状況につきICD NEWS 第30号135ページ以下参照。

 $^{^7}$ 第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につき ICD NEWS 第26号32ページ以下参照。

きな被害を受けたアチェでは、2006年初頭から裁判所の処理能力を超えた多数の相続紛争が発生し、裁判外紛争処理手続による紛争の早期解決が有効と考えられた。このため、同年3月以降、JICAが主催し、日本弁護士連合会等が協力する方式で、合計5回にわたり、日本の法律実務家・大学教授等が、アチェの裁判官・弁護士等に対し、テレビ会議システム(JICA-Net)を使用して、日本の裁判外紛争処理手続の制度や実務処理例等を紹介する「アチェ被災民のための裁判外紛争処理制度(ADR)研修」が実施され、大きな反響を得た。

5 第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及び政策提言書案作成(200 6年7月,約2週間)

第3回及び第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにより,裁判所における未済事件の解決加速化の方策として考えられうる小規模紛争に関する簡易裁判手続, 上訴制限及び和解・調停制度のうち,インドネシアにおいては,和解・調停制度の早急な改善に大きな関心が寄せられていることが把握できた。

また,2006年度は,前記「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」3か年計画の最終年に当たり,インドネシアにおける効率的な民事紛争解決制度の実現に向け、具体的提言を行うことが目標とされていた。

そこで,第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては,日本における和解・調停実務の現状に関する知見を提供した上,インドネシアにおける和解・調停制度の改善に向けた政策提言書案を取りまとめることに重点を置くこととした。

具体的には、過去4回のセミナー参加者から選抜された法務人権省職員・裁判官・弁護士合計 12名の研修員に対し、日本の法律実務家による日本の裁判所や弁護士会等における和解・調停実務の現状に関する講義、経済産業省が日本弁護士連合会・社団法人日本商事仲裁協会に委託して作成した調停人養成研修テキストや DVD を使用した模擬調停の紹介及び簡易裁判所における調停手続等の傍聴等を実施した。そして、研修員が法務人権省・裁判所・弁護士会の3グループに分かれた上、インドネシアにおける和解・調停制度改善のために今後とるべき行動等につき提言すること等を内容とする政策提言書案を作成し、発表した。今後とるべき行動として提言された事項は、概略以下のとおりである。

- ① 実務上問題点が指摘されている最高裁判所規則 PERMA 2 0 0 3 年 2 号改正のため、特別チームを立ち上げ、日本の裁判上の和解の制度等の導入を検討する。
- ② 将来的に,立法によって調停制度を民事訴訟手続に導入する。
- ③ 調停人等に対し、研修・セミナー等を通じて和解・調停制度の普及を図る。
- ④ 弁護士会・大学法学部と裁判所の関係を強化し、学生等に対し和解・調停制度に関する講義等を行う。
- ⑤ 和解・調停制度の充実を図るため、関係者間で議論の機会を設ける。
- ⑥ 裁判外紛争処理制度に関する文献収集や研究を行う。
- ⑦ 仲裁・和解・調停を網羅した裁判外紛争処理制度に関する立法を行う。

- ⑧ 弁護士会により、民間の裁判外紛争処理機関を設立する。
- ⑨ 弁護士会により、無料の法律相談センターを開設する⁸。

このように、合計5回のセミナー開催等を通じ、日本及びインドネシア両国の司法関係者が、両国の司法制度の比較研究、意見交換及びインドネシア司法制度改善のための対応策の検討等を行った結果、インドネシアの和解・調停制度改善に向け具体的な行動をとることを内容とする提言がなされ、日本のインドネシアに対する新しい法整備支援プロジェクト形成の環境が整うに至ったのである。

第2 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト開始合意

前記政策提言書案発表を踏まえ、2006年9月24日から同月30日までの間、法務総合研究所国際協力部教官を含む JICA インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト事前評価調査団が派遣され、プロジェクト受益者となるインドネシア最高裁判所との間でプロジェクト形成協議を行った。また、最高裁判所の認証を受けた民間の調停人養成研修機関等関係機関における質問調査を実施した。

その結果,同月29日,同調査団とインドネシア最高裁判所の間で合意文書が締結され、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)が開始されることとなった⁹。

この際合意されたプロジェクトの内容は以下のとおりであり,前記政策提言書案の核心 部分がプロジェクトのコンポーネント及び活動内容として盛り込まれた。

- 1 期間 2007年3月より2年間
- 2 プロジェクト受益者 インドネシア最高裁判所

(関係機関 民間調停人養成研修認証機関,統一弁護士会)

- 3 プロジェクト目標 裁判上の和解・調停制度が改善される
- 4 プロジェクト目標達成のためのコンポーネント
 - ① 最高裁判所規則 PERMA 2 0 0 3 年 2 号の改正案が作成される
 - ② 調停人養成に必要な仕組みが改善される
 - ③ 裁判所における和解・調停制度が一般に広報される
- 5 各コンポーネントにおける具体的活動
 - ① 最高裁判所規則 PERMA 2 0 0 3 年 2 号の改正案作成について
 - ・最高裁判所内に、同規則改正のためのワーキンググループを立ち上げる
 - ・同規則改正案起草に必要な資料収集のためのワークショップを実施する
 - ・調停手続,調停人の資格・選定及び調停費用に関する条項を含んだ同規則改正案を 作成する
 - ・広報手段及び調停人養成研修教材として、改正最高裁判所規則の Q&A 本を作成す

⁸ 第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及び政策提言書案の詳細につき ICD NEWS 第30 号114ページ以下参照

⁹ インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト開始経緯の概略につき,前記(注8)記載の報告参照。

る

- ・多くの関係者から知見を得るためのワークショップを実施する
- ② 調停人養成に必要な仕組みの改善について
 - ・最高裁判所内に、調停人養成に必要な仕組みの改善のためワーキンググループを立ち上げる
 - ・調停人養成のためのカリキュラムを見直し、改善する
 - ・調停人養成のための教材を見直し、改善する
 - ・調停人養成研修担当講師育成のための研修を実施する。受講者には裁判官、弁護士 その他を含むものとする
- ③ 裁判所における和解・調停制度の広報について
 - ・裁判所における和解・調停制度の広報用資料を作成する
 - ・改正最高裁判所規則の内容や新しい調停人養成制度の普及をはかるため、ワークショップやセミナーを開催する
- 6 インドネシアにおけるプロジェクト実施体制

プロジェクト開始合意時に、インドネシア最高裁判所民事部長がプロジェクト責任者として指名されるとともに、活動が先行する最高裁判所規則 PERMA 2 0 0 3 年 2 号の改正作業に関し、最高裁判所・地方裁判所の各裁判官、弁護士、大学教授、最高裁判所の認証を受けた民間の調停人養成研修機関代表者等合計 17 名からなるワーキンググループ設置手続がとられた。

- 7 日本側のプロジェクト実施体制
 - ① 長期専門家(和解・調停制度改善への助言,ワークショップ開催等)1名 プロジェクト開始合意後,弁護士1名が2007年3月より2年間,ジャカルタに 派遣されることが決定した。
 - ② 短期専門家(和解・調停制度改善への助言,技術指導等)
 - ③ 本邦研修 年1回, 法務総合研究所及び日本弁護士連合会の協力で実施
 - ④ 国内支援委員会(現地活動に対する助言及び短期専門家派遣等。名称は「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトアドバイザリーグループ」。以下「アドバイザリーグループ」と略称する。)

プロジェクト開始合意後,以下のメンバー構成で活動することが決定した。

- ・草野芳郎・学習院大学法科大学院教授(元広島高等裁判所判事)
- ・稲葉一人・中京大学法科大学院教授(元大阪地方裁判所判事)
- 矢吹公敏・日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
- 平石努弁護士
- ・法務総合研究所国際協力部インドネシア担当教官

また、アドバイザリーグループ運営事務及び本邦研修関連事務等に関しては、財団法

人国際民商事法センターが JICA とともに担当することとなった¹⁰。

- 第3 インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト実施状況(2007年3月~2008 年12月現在)
 - 1 最高裁判所規則 PERMA 2 0 0 3 年 2 号の改正案作成 (コンポーネント1)

インドネシア和解・調停強化支援プロジェクトの3つのコンポーネントの中では、まず、第一審の冒頭手続で調停前置を定めた最高裁判所規則PERMA2003年2号の改正案作成に関する具体的活動が先行して実施された。

長期専門家着任直後の2007年4月から、最高裁判所規則改正案作成に関するワーキンググループは本格的に活動を開始した。ワーキンググループのメンバー及び長期専門家は、2008年3月中旬までの間、おおむね毎月1ないし2回程度、インドネシア最高裁判所内において、ミーティングを行った。ミーティングにおいては、まず日本の和解・調停制度及び他国の同種制度に関する情報につき、長期専門家やアドバイザリーグループから提供を受ける等して収集作業を行うとともに、複数の地方裁判所において訪問調査を実施した上、各作業・調査結果に基づき、最高裁判所規則PERMA2003年2号の問題点を抽出し、望ましい改正の方向性につき協議を重ねた。そして、これら協議と並行して、協議結果を反映しつつ最高裁判所規則改正案の起草・改訂作業を重ねていった。

これら情報収集・協議・起草作業の過程では、長期専門家及び日本側アドバイザリーグループから、継続的かつ積極的な支援が行われた。2007年4月から2008年3月までの間に、5回のアドバイザリーグループ会合及び1回の打合せが行われ、その際には、長期専門家が、各時点におけるワーキンググループの作業状況を最高裁判所規則改正案の呈示を含めて具体的かつ詳細に報告し、アドバイザリーグループにおいて、日本の和解・調停制度に関する知見の提供や、改正案に対するコメント及び本邦研修等活動の具体的企画・調整等を行った。

2007年8月及び2008年3月には、長期専門家がワーキンググループと協議の 上準備を行った現地セミナーが、インドネシア最高裁判所及びJICAの共催により、ジャカルタ市内で行われた。この2回の現地セミナーには、草野教授及び法務総合研究所 国際協力部教官が短期専門家として参加した。2007年8月の現地セミナーにおいて は、草野教授が、ワーキンググループ、裁判官、法学者、調停人らに対し、日本の和解・ 調停制度について講演を行うとともに、参加者との質疑応答を行った。また、ワーキン ググループ起草担当者が、同月時点における最高裁判所規則改正案の協議状況を説明し、

¹⁰ これら長期専門家及びアドバイザリーグループに加え、①日本語・インドネシア語双方の法律用語に精通し、通訳・翻訳を正確に行うことのできる稀有な人材である呼子紀子氏(財団法人日本国際協力センター研修監理員)が本邦研修及び現地セミナー等において逐語通訳を一貫して担当しており、②インドネシア国内における支援活動経験を有する河田宗三郎氏も2008年度よりアドバイザリーグループ会合及び本邦研修等において、議事録作成等を担当している。このように和解・調停の専門家及びインドネシア法整備支援に継続的・積極的に関与してきた人材を集結できたことが、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト進ちょくの最大の原動力となっていると思われる。

参加者から実務経験に基づいた多くのコメントが寄せられた¹¹。続く2008年3月の 現地セミナーにおいては、草野教授が、ワーキンググループ、裁判官、法学者、調停人 らに対し、日本の和解・調停制度の要点、改正案起草作業の過程で特に関心が寄せられ た「上訴審における和解」・「即決和解」及び和解技術の要点につき講演を行うととも に、参加者との質疑応答を行った。また、ワーキンググループ起草担当者が、ほぼ起草・ 改訂作業を終えた最高裁判所規則改正案の内容を説明した。

この間,2007年10月22日から同年11月2日までは,法務総合研究所国際協力部において,JICAと協力し,インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第1回本邦研修を実施した。この研修では,①最高裁判所規則改正案作成に向けての日本の和解・調停制度に関する知見提供と改正案作成に向けての協議(コンポーネント1)及び②調停人養成に必要な仕組みの改善作業準備に向けての日本の和解・調停技術に関する知見の提供(コンポーネント2,後述)に重点が置かれ,前者に関しては,ワーキンググループのメンバーとなっている裁判官・弁護士・大学教授等合計12名の研修員が,簡易裁判所及び弁護士会を見学し,日本の法律実務家から調停手続等に関し説明を受けるとともに,長期専門家及び草野教授等から日本の和解・調停制度の説明を受けた。その上で,研修員が,研修実施時点における最高裁判所規則改正案について,長期専門家が呈示した論点ごとに改正の方向性を協議し,草野教授等からコメントを得つつ,整理を行った12。ワーキンググループがこれら一連の活動を経て起草した最高裁判所規則改正案は、2

ワーキンググループがこれら一連の活動を経て起草した最高裁判所規則改正案は、2008年4月、最高裁判所の裁判官会議に提出され、以後、同年7月下旬までの間、同会議及びインドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第2回本邦研修(同月7日から同月18日まで実施)の場において、さらに細部の検討及び修正が加えられた。

そして、同月31日、裁判所が行う和解・調停手続に関する改正最高裁判所規則 PERMA2008年1号が、最高裁判所長官の署名を経て施行された。同規則の主要な改 正点は、以下のとおりである。

- ① 改正最高裁判所規則に定める調停手続を経ないでなされた判決は無効となる。
- ② 訴訟当事者が裁判官(受訴裁判所裁判官を含む。),弁護士,法律学者,非法律家 (紛争分野の専門家)から調停人を選ぶ権限を有する。
- ③ 調停人は原則として、インドネシア最高裁判所による認証を得た調停人養成研修機 関が実施する研修を修了して得られる調停人証明書を取得している必要がある(ただ し、有資格者がいない地方の裁判所等を想定し、有資格者がいない場合は裁判官を調 停人とできる旨併せて定めた)。
- ④ 調停期間につき、調停人選択・任命後、原則として 40 日間とするものの、訴訟当事者が合意すれば、14 日を超えない限度で延長可能とする。
- ⑤ 調停人が漫然と調停成否の結果を待つのではなく、積極的に活動する。具体的には、

^{11 2007} 年実施の第1回現地セミナーの詳細につき, ICD NEWS 第32 号219 ページ以下参照。

^{12 2007} 年度インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第1回本邦研修の詳細につき, ICD NEWS 第34 号146 ページ以下 参照。

期日計画の作成,コーカス(交互面接)の実施,解決に向けての働きかけ及び調停不調の宣言等を行うものとする。

- ⑥ 調停が失敗しても、訴訟担当裁判官が、判決言渡しまで訴訟のあらゆる段階で和解 を促し、若しくは試みることができる。
- ⑦ 訴訟当事者双方が合意すれば、控訴審、上告審若しくは再審において、判決言渡しまで和解を試みることができる。
- ⑧ 訴訟当事者が、有資格調停人の仲介により訴訟外で紛争を解決して和解合意書を作成したときは、管轄裁判所に和解合意書を提出して訴えを提起し、和解判決を求めることができる。

このように、改正最高裁判所規則には、日本の和解・調停制度(付調停、上訴審における和解、即決和解、判決言渡しまでいつでも和解を試みられること等)の知見が、インドネシアの民事訴訟手続と調和した形で取り入れられることになった。

なお、広報手段及び調停人養成研修教材としての活用をも目指す改正最高裁判所規則の Q&A 本については、2008年2月中旬に、ワーキンググループメンバーを含む最高裁判所関係者及び最高裁判所認証の調停人養成機関関係者による編集チームを立ち上げ、長期専門家を交えて同年9月までミーティングと執筆作業を重ねた結果、①改正最高裁判所規則の内容解説、②改正最高裁判所規則の内容等に関する Q&A、③使用書式及び④手続チャートを主たる内容とする注釈書及び Q&A 本がほぼ完成した。現在、最高裁判所の責任者からの署名を待っている状態である¹³。

2 調停人養成に必要な仕組みの改善 (コンポーネント2)

コンポーネント2については、プロジェクト開始合意の際、受益者であるインドネシア最高裁判所が自ら調停人養成研修を企画立案・実施することを念頭に前記各具体的活動を行うことが予定されていた。しかし、長期専門家の調査等の結果、最高裁判所自らは調停人養成研修を行っておらず、関係機関である民間の調停人養成機関複数を認証するにとどまり、研修の企画立案・実施権は全面的にこれら調停人養成機関にあることが判明した。プロジェクト受益者である最高裁判所が関与しない形で、これら調停人養成機関に対する技術支援を行うことは困難である。そこで、最高裁判所、長期専門家及びアドバイザリーグループ等で協議し、おおむね2008年4月までに、以下のとおり、最高裁判所が関与する形での技術支援計画を構築した。

- ① 最高裁判所が、ジャカルタ近辺の4か所の地方裁判所を改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を促進し進ちょく状況を検証するパイロット・コートとして指定する。
- ② 各パイロット・コートから、改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を担当する裁判官5名、書記官4名を各選出し、最高裁判所から認証・委託を受けた調停人養成機関が実施する、改正最高裁判所規則に基づいた調停人養成研修担当講師育成のた

¹³ 印刷・発行には最高裁判所長官の署名が必要とされていたが、2008 年 10 月に長官が退官し、後任が空席となっているため、 最高裁判所副長官の署名で替えられるか照会中である。

めの研修(2008年8月以降年度中に3度実施,裁判官は合計88時間,書記官は合計40時間)を受講させる。修了後,受講者は調停人養成研修担当講師としての証明書を得る。裁判官は併せて調停人としての証明書も得る(なお,研修修了者については,後述する最高裁判所司法研修所が実施予定の改正最高裁判所規則に基づく調停人養成研修担当講師育成のための研修において,講師となることが期待されている。)

③ 最高裁判所内に立ち上げる調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループにおいては,前記調停人養成研修担当講師育成のための研修に関するシラバス,カリキュラム及び教材を新しく作成する。作成する教材は,コンポーネント1において既述の注釈書,Q&A本及び調停技法に関する研修DVDとする。

なお、前記インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第1回本邦研修中、調停人養成に必要な仕組みの改善作業準備に向けての日本の和解・調停技術に関する知見の提供プログラムでは、草野教授が日本の和解技術に関する講義を行うとともに、模擬的に和解を実演した。また、稲葉教授は自ら作成した経済産業省委託の調停人養成研修 DVDを紹介し、調停技法に関する講義を行うとともに、平石弁護士共々模擬的に調停を実演した。これらのことにより、研修員において、具体的な和解・調停技術を学ぶためには和解・調停のロール・プレイ等参加型プログラムの実施が効果的であり、しかもその実施のためには視聴覚教材の作成・活用が有益であるとの認識が強まり、調停技法に関する研修 DVD を教材として新たに作成する原動力となったということができる。

調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループは、2008年3月に設置され、活動を開始した。最高裁判所調査官(現最高裁判所司法研修所事務局長)1 名,最高裁判所から認証・委託を受けた調停人養成機関の主要スタッフ4名で構成され、同年8月までの間はおおむね隔週ごとに、その後は必要に応じて長期専門家を交えてミーティングを行い、調停人養成研修担当講師育成のための研修に関するシラバス・カリキュラムを作成・改訂した。

最高裁判所による4か所のパイロット・コート指定は、同年5月までに行われた。

研修教材中,注釈書及び Q&A 本に関しては既述のとおり,編集チームが同年9月にかけて執筆作業を進めた。また,調停技法に関するインドネシア版研修 DVD については,同年5月以降,稲葉教授がアドバイザリーグループ会合で協議しつつ(会合は同年5月以降現在まで合計4回開催されている。)スクリプトと絵コンテ案を作成し,長期専門家を通じてワーキンググループに呈示し,ワーキンググループがインドネシアの実情に沿ってコメントを行う方法で改訂・作成作業を進めた。

同年7月7日から同月18日までは、法務総合研究所国際協力部において、JICAと協力し、インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第2回本邦研修を実施した。この研修では、前記のとおり、調停人養成に必要な仕組みの改善に関する具体的活動が進ちょく中であったことから、長期専門家及びアドバイザリーグループで協議の末、日本の和解・調停技法、和解・調停制度における書記官の役割及び調停人養成研修制度等に関し、より実戦的な知見を得る機会を提供することに重点を置くこととした。具体的

には、最高裁判所規則改正案作成に関するワーキンググループ、調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループの各メンバーである裁判官、弁護士、大学教授及び調停人養成機関の主要スタッフに加え、パイロット・コート4か所の所長若しくは副所長等合計12名の研修員が、①弁護士会、地方裁判所、家庭裁判所及び日本司法支援センター地方事務所等和解・調停関係施設を訪問し、日本の裁判外紛争処理実務等に関する情報提供を受け、②草野教授から日本における和解技術について、稲葉教授から日本における研修 DVD を用いた調停人養成研修方法等について、そして久保田三樹元首席書記官ほか2名の元首席・次席書記官14から日本における和解・調停に際し書記官が果たす役割等についてそれぞれ講義を受け、さらに③役割分担の上、草野教授及び稲葉教授が用意した事案に基づき、和解のロール・プレイ(草野教授)及び調停のロール・プレイ(稲葉教授)を行い、望ましい技法と望ましくない技法等につき、草野教授、稲葉教授、平石弁護士及び久保田元首席書記官ほか2名の元首席・次席書記官等と協議・整理を行った15。本邦研修で得られたこれら知見についても、継続的にシラバス、カリキュラム及びインドネシア版研修 DVD に反映する努力が長期専門家及び調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループによって重ねられた。

そして、同年8月25日から同月29日(書記官は同月27日)にかけて、各パイロット・コートから選出された裁判官合計20名、書記官合計16名に対し、最高裁判所から認証・委託を受けた調停人養成機関による、改正最高裁判所規則に基づいた調停人養成研修担当講師育成のための第1回研修が実施され、続いて同年11月3日から同月5日(書記官は同月3日のみ)には、第2回研修が実施された。これらの研修はいずれも、プロジェクトの具体的活動として新規に作成したシラバス、カリキュラム及び作成中の教材内容を使用して行われており、①改正最高裁判所規則の解説、②ロール・プレイ等を用いた調停技法研修及び③同年9月から開始された各パイロット・コートにおける改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の運用経験の共有等が行われている。第1回研修においては、草野教授が日本の和解に関する講義を行い、第2回研修においては、短期専門家として派遣された稲葉教授及び平石弁護士が日本の研修 DVD 等を使用した調停技法等に関する研修員参加型プログラムを実施した。

前記第1回及び第2回研修は、いずれも受講者が一人前の調停人となれるよう知見の 提供を行うことに主眼が置かれていたが、2009年2月16日から同月18日にかけ て実施される第3回(最終回)研修においては、受講者が今後調停人養成研修担当講師 となれるよう教授法等の提供を行うことに重点が置かれることになっている。そこで、 現在、長期専門家及び調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループが、 研修シラバスやカリキュラム等の準備を重ねるとともに、稲葉教授の助言を受けつつ、 インドネシア版研修 DVD シナリオの完成及び DVD 撮影に向けた準備を行っているとこ

¹⁴ 久保田三樹元首席書記官,須賀清元首席書記官,重松紀美子元次席書記官

^{15 2008} 年度インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第2回本邦研修につき, ICD NEWS 第36 号 178 ページ以下参照。

ろである。研修 DVD については,2008年中に撮影等主要な作業を終え,第3回研修において使用することを目標としている。

3 裁判所における和解・調停制度の広報(コンポーネント3)

コンポーネント3については、広報内容の中核となる改正最高裁判所規則が2008年7月31日に施行されて以降、具体的活動が本格化しているところである。広報資料としては、インドネシア語版の改正最高裁判所規則が掲載された配布用小冊子が作成された 16 。

また,インドネシア最高裁判所によるワークショップ・セミナー等普及活動としては,①同年8月4日から同月7日にかけて,ジャカルタ市内で全国裁判官会議が開催され,約1,800名の裁判官に対し,改正最高裁判所規則が披露され,前記小冊子が配布されるとともに,民事訴訟部会において,改正最高裁判所規則の講義が行われたこと,②同年10月21日,ジャカルタ市内で改正最高裁判所規則周知セミナーが開催され,約140名の裁判官,調停人,仲裁人等に対し,前記小冊子が配布されるとともに,改正最高裁判所規則を含む裁判所における和解・調停制度に関する講義等が行われたこと,③同年11月3日,バンドゥン市内で同市医師会及び法律家等に対する改正最高裁判所規則及び裁判外紛争処理制度周知セミナーが開催され,約150名の医師,法律家等に対し,前記小冊子が配布されるとともに,改正最高裁判所規則に関する説明が行われたこと,④同年11月中に,最高裁判所裁判官が地方指導に併せ,訪問先の地方裁判所において,前記小冊子を配布する等普及活動を行ったこと,が挙げられる。

現在は、日系社会向け周知セミナー、弁護士会向け周知セミナー及び地方周知セミナーの実施可否について、長期専門家及び最高裁判所において検討中である。

第4 プロジェクト期間内(2009年3月末)までに予定されている活動及び今後の課題

1 最高裁判所規則 PERMA 2 0 0 3 年 2 号の改正案作成 (コンポーネント1)

改正最高裁判所規則が施行されたことから、注釈書及び Q&A 本に関して、インドネシア最高裁判所責任者による署名を得て印刷・発行する作業が当面プロジェクトにおいて予定される活動となっている。

しかし、改正最高裁判所規則においては、調停人に関する倫理規定及び調停に成功した裁判官に対するインセンティブ規定に関し、別途規則を制定する等して定めることとされているところ、これらに関する情報収集及び起草作業は全く開始されていない状況である。また、裁判官ではない調停人(改正最高裁判所規則で裁判官調停人は無報酬と規定された)に関する報酬についても規定されておらず、規定に向けての議論も行われていない。インドネシア最高裁判所によれば、改正最高裁判所規則において、和解・調停手続に関する規定がなされたため、当面、これら各要素に関する規定がなくとも、裁

¹⁶ 広報資料としては、他にプロジェクト活動の中で執筆された注釈書、Q&A 本があるが、最高裁判所責任者による署名手続が未了であるため、印刷・配布に至っていない。注 13 参照。

判所による和解・調停制度の運用は可能であるとのことであるが,司法の廉潔性・信頼性の確保が大きな課題であり続けているインドネシアにおいては,早急に倫理規定や報酬規定を定めることが望まれる。また,改正最高裁判所規則に基づく裁判所による和解・調停制度定着のためには,裁判官に対するインセンティブ規定の内容につき早急に検討することが望まれる。

さらに,裁判所における和解・調停手続が,最高裁判所規則のレベルで規定されたに とどまっているため,近い将来,和解・調停制度全般に関し法律の制定が望まれる。

注釈書及び Q&A 本に関しては、既存の同種書籍に比べ、条文の逐条解説が試みられたり、使用書式や手続チャートが添付されたりする等改善された内容となっているが、 上訴審の和解等複雑な手続に関する説明をさらに充実させる等して、実務運用に即した 改訂を行っていくことが望まれる。

2 調停人養成に必要な仕組みの改善(コンポーネント2)

コンポーネント2に関しては、改正最高裁判所規則に基づいた調停人養成研修担当講師育成のための第3回(最終回)研修を2009年2月に実施するためのシラバス・カリキュラムの準備及びインドネシア版研修 DVD の作成作業がまず、予定されている。

それに加えて、調停人養成研修担当講師育成のための研修終了後、使用したシラバス・カリキュラム及び教材について改善点を抽出し、各パイロット・コートの検証作業¹⁷の結果判明すると思われる和解・調停制度の実務上の問題点をも併せ検討した上、最高裁判所司法研修所が実施予定の改正最高裁判所規則に基づく調停人養成研修担当講師育成のための研修にふさわしい内容にシラバス・カリキュラム及び教材を作り直して、最高裁判所司法研修所に備え付ける作業が、プロジェクト活動として予定されている。これは、2008年夏から同年11月にかけて、最高裁判所司法研修所から、

・2009年春以降に、司法研修所で、裁判官・書記官数十名を対象に改正最高裁判所規則に基づく調停人養成研修担当講師育成のための研修を実施する考えである。その場合、同年2月18日に終了する調停人養成研修担当講師育成のための研修の振り返り・問題点の抽出を行った上で、シラバス・カリキュラム及び教材の改訂を司法研修所における研修にふさわしいように行って実施したいので、準備及び実施に関して、日本からの支援を求めたいとの考えが示され、かかる研修準備に関する支援も「調停人養成に必要な仕組みの改善」の一環として行う必要があるとの判断から作業を行うものである。現時点では、2009年2月下旬から同年3月中旬にかけて、前述した研修シラバス・カリキュラム及び教材の改善点や各パイロット・コートにおける実務上の問題点について抽出・検討作業を行った上、シラバス・カリキュラム及び教材の改訂作業を行うことが想定されている。

しかし、現時点において、既に無視できない問題点が複数判明しており、今後のパイロット・コート検証作業及び調停人養成研修担当講師育成のための研修終了後の振り返

¹⁷ 検証作業は既にこれまで2回実施されているが、実務開始後期間が経過していないため、多くの情報を集積するには至っていない。2009年以降も、継続的に検証作業を行うことが予定されている。

りにおいて、さらに複数の問題点が浮上する可能性も相当高いと考えられることからすれば、いかに短い期間で、これらの問題点を実質的に踏まえたシラバス・カリキュラム及び教材の改訂を行えるかが大きな課題となっていると言える。また、それとは別に、最高裁判所司法研修所が今後、かかる研修等の準備及び実施を継続的・自主的に行う運営体制・予算及び運営能力をどのようにして具備するかも大きな課題だと言えよう。

さらに、改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の促進・定着をはかるため、現在設置されているパイロット・コートにおいて一定期間和解・調停の積極的実施、継続的検証及びフィードバックの作業が行われることが必要であるのに加え、近い将来にはパイロット・コートをより広範な地域に拡大し、同様の作業を行っていくことが必要であると考えられるところ、パイロット・コート運営の計画・実施に関して、最高裁判所が運営体制・予算及び運営能力をどのようにして具備するかも大きな課題だと言えよう。なお、既に判明した無視できない問題点を概略列挙すると、以下のとおりとなる。

- ① 現在実施中の調停人養成研修担当講師育成のための研修においては、裁判官・書記官が実務運営及び同僚らへの教授に必要と考える成功例・失敗例の共有と振り返りや、 困難事例の対応法に関するロール・プレイ等の実戦的内容が少なすぎる。
- ② 特に書記官対象の研修に関しては、実施内容の質及び講師確保とも問題が大きい。
- ③ 改正最高裁判所規則中,即決和解の活用や上訴審における和解等インドネシアにとり新しい制度の導入と認められる箇所について,集中的な知見提供が不足しているため,パイロット・コートにおける実務運用でこうした制度を十分活用できていない。
- ④ パイロット・コートにおける改正最高裁判所規則に基づく実務運用は開始後3か月程度が経過したところであり、実務における成功例・失敗例の振り返りを適切に行えるだけの量・質の実務例が蓄積されたとまでは言い難い。
- 3 裁判所における和解・調停制度の広報(コンポーネント3)

コンポーネント3に関しては、これまでに首都ジャカルタ及びその周辺の裁判官に対する広報活動が相当程度行われており、今後、プロジェクト活動の一環として、日系社会向け周知セミナー、弁護士会向け周知セミナー及び地方周知セミナーの実施可否が検討されている。日系社会(特に企業関係者)は、インドネシアにおける民商事紛争の和解・調停による迅速かつ適切な解決を望んでいると思われるほか、弁護士も当事者代理人若しくは調停人として、和解・調停に関与する可能性が高いと思われるため、いずれも新しい和解・調停制度に関する広報活動の必要性があると考えられる。さらに、広大な国土を有するインドネシアにおいて、新しい和解・調停制度が促進・定着するためには、地方に対する新しい和解・調停制度の広報活動は必要不可欠である。これら関係者に対し、今後どの程度広報活動を拡充していけるか、広報活動の内容の検討共々、やはり大きな課題だと言えよう。

第5 おわりに

以上述べてきたとおり、インドネシアにおける法整備支援は、インドネシア及び日本両

国の司法関係者の熱意により、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー等の実施を 経て、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの実施に至り、プロジェクト開 始後も、両国司法関係者の奮闘により、現時点で相当の成果を挙げるに至っている。

しかしながら,同時に,インドネシアの改正最高裁判所規則に基づく裁判所による和解・ 調停制度が促進・定着するには,なお多くの課題があると言わざるを得ない。

また、民主化後それほど年数が経過していないインドネシアにおいては、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー実施過程においても既に一部が明らかになっていたとおり、①法制定関係、②法執行・市民への普及関係、③法曹養成関係及び④法学教育関係において、他国の支援も考慮に入れつつ、改善をはかる必要がある旨認識されている要素が多く存在すると考えられる。

2008年11月に実施されたプロジェクト終了時評価の結果,現在のプロジェクトは 2009年3月末をもって終了することとなったが,引き続き,インドネシアの改正最高 裁判所規則に基づく裁判所による和解・調停制度が促進・定着するか関心を寄せていく必 要があると思われるし,また,インドネシアの法・司法制度改革に関する現状認識及び問 題意識に耳を傾けつつ,今後の方向性につき模索していく必要もあると思われる。

以上

インドネシア法整備支援時系列表

平成20年12月末日現在

			12月末日現在 支援プロジェクト等
1602年		コ 米 尹	<u></u> ✓1⁄✓1/√ = ✓ = ✓1/↑ = ₹
1945年		インドネシア独立宣言	
		ASEAN加盟	
1968~	0.71	1 1 2	
1998年		スハルト大統領統治時代	
<u> </u>		APEC加盟	
-		WTO加盟(ただしGATT加盟は1950年2月24日)	
1997年		アジア通貨危機	
1998年	5月	スハルト政権退陣→ハビビ大統領就任 インドネシア研修(経済法) (11月25日まで約2か月間,裁判官・検察官等20名,破産法・担保	
	10 月	法・市場関係法・裁判内外の紛争解決等)	
	4月	インドネシア司法調査(5月3日まで,法総研教官)	
1999年		ワヒッド大統領就任	
		憲法改正(第1次改正)	
	6- 10	インドネシア独占禁止法研究会(経済産業省・アジア経済研究所,10月24〜25日ジャカルタにて ワークショップ開催)	
2000年		第1回APEC経済法制度シンポジウム(経済産業省・JETRO・インドネシア外務省等の共催でジャカ	
		ルタにて開催	
		高村法務大臣がインドネシア法務人権省長官を訪問	
	2月	ADP研究会(ICCLC 国際協力郊北保)のインドネシア調本 (9日95日まで 小原正知金雑十ほか)	
2001年		(名)	
2001	7月	メガワティ大統領就任	
	11月	憲法改正 (第3次改正) インドネシア法務人権省長官が森山法務大臣を訪問	
	1 в	JICA事前調査団派遣 (1月19日まで2週間, 国際協力部教官ほか3名)	
	1 /1	「第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」(7月30日まで約3週間、裁判官・検察	
	7 月	官等11名,日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究)	
2002年		第2回APEC経済法制度シンポジウム(12日まで、経済産業省・JETRO・インドネシア外務省等の共催でジャカルタにて開催)	
	8月	憲法改正 (第4次改正)	
	12 月	JICA・UAFEI・インドネシアの共同セミナー (12月21日まで、インドネシア最高裁長官を始めとする法曹関係者100名超)	
	1月	JICA事前調査団派遣 (2月6日まで12日間, 国際協力部教官ほか6名)	
	3月	インドネシア最高裁長官来日(3月29日まで、外務省・JICAの招へい)	
	6月	「第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」(7月4日まで約1か月間,裁判官・検察官等17名,公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究)	
	6月	インドネシア大学法学部のヒクマハント・ユワナ教授が来日(10月31日まで,名古屋大学大学院	
2003年	ОЯ	国際開発研究科の客員教授として滞在)	
	9 月	JICA企画調査員派遣(司法改革支援,2004年9月10日まで1年間) 知的財産法研究会(ICCLC,国際協力部共催)のインドネシア調査(9月17日まで,大阪大学の茶園	
		成樹教授ほか)	
		インドネシア最高裁判所が裁判所改革に関する現状分析・改革計画を含む「ブループリント」を 発表	
	10 月	「日本・インドネシアADR比較研究セミナー」(10月31日まで12日間,最高裁判所判事等4名,	
		<u>裁判外紛争処理(主として裁判所における調停・和解制度)に関する比較研究)</u> 「第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」(7月2日まで1か月間,裁判官・書記	
	6月	官・弁護士等12名,公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究)	
	7月	「競争政策・規制緩和研修プロジェクト」開始(協力機関:公正取引委員会,2006年7月6日まで2 年間)	
2004年	9月	最高裁判所運営規程集(ベンチブック)の改訂調査支援を開始(2006年3月まで)	
	10 月	JICA企画調査員派遣 (司法改革支援, 2006年10月3日まで2年間)	
	1U A	ユドヨノ大統領就任(第6代大統領,任期5年)	
	12月	スマトラ島沖地震・津波(2004年) 発生	
		スマトラ島沖地震・津波(2005年) 発生	
2005年	6月	日本・インドネシア共同声明「新たな挑戦へのパートナー」発出	
	12月	「第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」(12月16日まで12日間,裁判官・弁護 士等12名,公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究)	
	3月	JICA「アチェ被災民のための裁判外紛争処理制度(ADR)研修」(JICA主催により5回開催,協	
		刀機関:日升連・日本仲裁人協会・法総研等)	
	5月	ジャワ島中部において地震発生	

インドネシア法整備支援時系列表

		出来事	支援プロジェクト等
2006年		「第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」(7月14日まで12日間,裁判官・弁護士等12名,公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究,研修員による政策提言書案作成)	_
	9月	JICA事前調査団派遣 (9月30日まで1週間,国際協力部教官を含む3名)	
	11月	コドヨノ大統領訪日	
		日本・インドネシア共同声明「平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ」発出 インドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」開始(2009年3月31日まで2年間)	和解・ ・ ・ ・ ・ ・ は を ・ は ・ に を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	3 月	JICA長期専門家角田多真紀弁護士派遣 (2009年3月30日まで2年間)	
		JICA企画調査員山西宏明氏派遣 (2009年3月31日まで2年間)	
	6 月	インドネシア「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ設置 (委員:草野芳郎学習院大学法科大学院教授・矢吹公敏日弁連国際交流委員会副委員長・稲葉ー 人中京大学法科大学院教授・平石努弁護士・国際協力部教官)	
		第1回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
	7 月	第2回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
2007年		第1回現地セミナー(インドネシア・ジャカルタ市,8月18日まで,短期専門家:草野教授・国際協力部教官)	
	8 月	日本・インドネシア首脳会談(インドネシア・ジャカルタ市) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の署名に当たっての共同声明」 発出	
	9月	第3回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
	10月	インドネシア「和解・調停制度強化支援」研修(11月2日まで12日間,裁判官・弁護士等12名, 最高裁規則改正草案について協議・調停人養成演習等。11月1日にアドバイザリーグループに よるプロジェクト進行協議あり)	
	12 月	第4回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
	1月	日本インドネシア友好年(12月31日まで)	
	2 月	第5回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
	3 月	第2回現地セミナー(インドネシア・ジャカルタ市,3月15日まで、短期専門家:草野教授・ 国際協力部教官)	
	5月	第6回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
	6月	第7回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
		経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(日インドネシア経済連携協 定)発効	
	7 月	第2回インドネシア「和解・調停制度強化支援」研修 (7月18日まで12日間,裁判官・弁護士等12名,最高裁規則改正草案について追加協議・和解及び調停に関する研修員参加型演習プログラム等)	
		インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号(裁判所が行う和解・調停手続に関する規則)に最高裁判所長官が署名・施行	
2008年		全国裁判官(インドネシア)会議(インドネシア・ジャカルタ市,8月7日まで,インドネシア	
	8 月	改正最高裁判所規則PERMA2008年1号披露) 第1回調停人(インドネシア)養成研修担当講師育成研修(インドネシア・デポック市,8月29 日まで,パイロット・コートの裁判官20名及び書記官16名受講,草野教授による講義実施)	
	9月	第8回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	
	10月	インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号周知セミナー(インドネシア・ジャカルタ市,裁判官,調停人等約140名参加) インドネシア・バンドゥン市医師会及び法律家等に対する改正最高裁判所規則PERMA2008年	
		1号及び裁判外紛争処理制度周知セミナー(バンドゥン市、医師・法律家等約150名参加、短期専門家派遣中の稲葉教授・平石弁護士による医療紛争ADRに関する講義及び質疑応答実施) 第2回調停人(インドネシア)養成研修担当講師育成研修(インドネシア・ジャカルタ市、11月5	
	11月	日まで、パイロット・コートの裁判官20名及び書記官16名受講、短期専門家派遣中の稲葉教授・平石弁護士による、調停に関する研修員参加型演習プログラム等の講義及び質疑応答実施) JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団派遣(11月22	
		日まで、国際協力部教官を含む3名)	
	12 月	第9回「和解・調停制度強化支援」アドバイザリーグループ会合	